

狭 監 発 第 1 3 号  
令和 2 年 5 月 2 5 日

様

狭山市監査委員 永 井 保

狭山市監査委員 新 良 守 克

狭山市職員措置請求書について（通知）

令和 2 年 3 月 3 0 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）  
第 2 4 2 条第 1 項の規定による措置の請求について、請求内容を監査した結果を下記  
のとおり通知します。

記

第 1 請求の内容

本件措置請求の内容は、次のとおりであった。

1 請求の要旨（枠内は原文のまま掲載）

職員措置請求書

第 1 請求の要旨

1 請求の対象者

狭 山 市 長 小谷野 剛

狭 山 市 副 市 長 松本 晴夫

狭山市市民部長 小出 泰弘

2 請求の要旨

(1) 狭山市は狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第 1 ・第 2 自転車駐車場の施設を管理するために、平成 2 6 年 1 0 月 2 8 日に指定管理者一般社団法人日本駐車場工学研究会（代表理事 一瀬哲雄）と指定管理者業務に関する基本協定を締結した。（資料 1）

(2) 協定期間は平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までとし、年

度ごとに納付金の額を定め、納付期限を10月末及び3月末とし、甲は納付期限の20前までに納付書を送付して、期限までに納付させると定めていた。

(3) 平成29年3月1日には変更協定を締結し、29年度納付金を32,400千円を32,896千円に、平成30年度は32,220千円を32,735千円に改めるとした変更協定書を締結した(資料2)

(4) 平成31年度(令和元年度)年度協定は平成31年4月1日に締結し、納付金は年額3,254万8,000円と設定し、前期は10月分が1,627万4,000円、及び後期納付金は3月分1,627万4,000円を市の請求により支払うことを定めた。(資料3)

(5) 狭山市は指定管理者の協定期限が令和元年度末に終了するため、令和元年6月24日に令和2年度から指定管理者の公募したが、現在の指定管理者が応募がないため、狭山市が直接事情を聞いたところ広島市から納付金の未払いで指定の取り消しになったと報告をうけた。

(6) この事実を把握した小出市民部長は、今後の指定管理業務の継続は可能かどうかについて一般社団法人日本駐車場工学会に確認し、市民部の中で協議を行い、その結果を松本副市長へ口頭報告し、庁内会議は開催していない。(資料4)

(7) この時点で小谷野市長、松本副市長は、指定管理者委託に伴う納付金の納付が確実に履行されない恐れがあることを認識していたが、小出市民部長に対し、その対策等の適切な指示を怠った。

(8) その後、令和元年9月27日付けで東京地方裁判所から一般社団法人日本駐車場工学会(代表理事 一瀬哲雄)を債務者とする「仮差押決定」の催告書が狭山市に送付されて受け取ったのは令和元年9月30日である。

(資料5) この催告書は市民部担当から小谷野市長まで供覧され、押印されていることからこれらの対処に対しての危機管理意識が全くなかったことが証明される。

(9) 債権者は株式会社エービーコンサルタントであり、(資料6)の起案書2頁によると、熊本市との間で締結した「辛島公園地下駐車場改修に伴う調査、保全計画作成業務委託」実施に際し、一部下請け業者である同社に対し、489万7,282円の未払金があるため、(中略)差し押さえられたものです。とし、令和元年10月7日に起案し、翌10月8日に市民部長が専決している。指定管理者が他の地方自治体で下請け業者に約500万円に及ぶ金額が未払いになり、裁判所に仮差押申立を受ける状況であれば同社の信用不安は顕著であり、指定管理者としての業務遂行に不安があることは誰の目から見ても明らかである。

(10) 最終決裁者である市長や長期行政執行経験のある副市長は、駐輪場及び駐車場の料金徴収を直接徴収または、市に対する直接納付に切り替えの協定変更を行うなどの、債権の保全を行うための指示さえもを怠ったのは重大な過失である。

(11) 令和元年10月15日に取下書が受理されこの事件は終了しているが、狭山市に対する納付金の納付期限の10月31日が経過しているにもかかわらず全く納付されていなかった。

(12) 狭山市から再三の督促を受けたにもかかわらず指定管理者は納付を履行せず、令和2年1月6日付けで指定取消し申出書を狭山市に提出した。

(資料7) これを受け、狭山市は令和2年2月1日付けで同管理者の指定取り消しを行った(資料8)が、これまで納付金及び違約金が全く納付されていない。

(13) 令和2年2月5日、指定管理者は、古澤法律事務所弁護士古澤正彦を代理人と定め法人の自己破産申し立てを行う旨の受任通知が狭山市に送付され、これを同年2月7日に受領している。(資料9)

以上により、小谷野市長及び松本副市長は、狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場の指定管理を委託している一般社団法人日本駐車場工学研究会(代表理事 一瀬哲雄)が広島市から納付金の未払いで指定の取り消しになったと小出市民部長から報告を受けたにもかかわらず、協定変更による債務保全の指示を行うなどの適切な業務遂行管理を行わなかったのは明らかである。

さらに、令和元年9月27日付けで狭山市が委託している同指定管理者を債務者とする「仮差押決定」の催告書が狭山市に送付されたにも拘わらず、事の重大性の認識が全くなく、協定変更等による債務保全の措置を行わず、結果的に同施設の年度協定納付金3,254万8,000円及び違約金10%325万4,800円の損害を狭山市に与えたことは明白である。

よって、狭山市は、2月1日以降分の市民から納付された施設利用料前納分の損害金返還等も含め、被害総額及び返済までの利息年5%を市長小谷野剛、副市長松本晴夫、市民部長小出泰弘市民部長に返還請求を行え。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により4、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

令和2年3月30日

## 2 事実を証する書面(写し)

- (1) 狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場指定管理業務に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)

- (2) 狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場指定管理業務に関する基本協定書に関する変更協定書（以下「変更協定書」という。）
- (3) 狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場指定管理者年度協定書（以下「年度協定書」という。）
- (4) 令和2年第1回定例会一般質問 事前回答書
- (5) 仮差押決定催告書
- (6) 催告書に対する陳述書の起案書
- (7) 指定の取消し申出書
- (8) 指定管理者取消通知書
- (9) 自己破産に関する受任通知書

### 3 請求人

住所  
氏名

## 第2 請求の受理

本件措置請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

## 第3 監査対象部局

市民部 交通防犯課

## 第4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して法第242条第7項の規定に基づき、令和2年4月24日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

### 1 証拠の提出

以下の証拠の追加提出があった。

- (1) 令和2年第1回定例会一般質問 事前回答書（広島市への問い合わせ）
- (2) 2019年度狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場売上／台数月報

### 2 陳述（要約）

狭山市が一般社団法人 日本駐車場工学研究会（以下「工学研究会」という。）を指定管理者として締結した基本協定書は、5年間の長期にわたるものであり、社会情勢や企業業績の変動は大きく変わる恐れがあることから、市の財産を管理させ、料金収入を適切に収受の上、納付金の支払いを確実に実行させるためには、財務諸表の提出を義務付け、毎年決算状況の審査を行うことが当然のとこ

ろ、全く行っていなかった。

市民部長は、広島市での工学研究会の指定取消し処分の事実を知った後、協定の内容を変更し、この事実を知った時点から売上金を市に納付させ、管理料をその都度払いにするなどの債権の保全措置を取るべきであったがこれを怠った。

令和元年第4回定例会の議案第99号議案質疑において、市民部長は「指定管理期間中は大きなトラブル等もなく、施設の管理運営が適正に行われている。」と答弁しているが、この時点では10月末を納付期限とする前期納付金が納付されていないことから、協定違反を議会に虚偽報告していたことになり、事実と反する悪質な事務執行であることが明白である。

庁議報告によると、工学研究会の他自治体の協定解除や新年度以降の協定不参加及び納付金の未納に関して記録として全く残っていないことから、狭山市執行機関は行政としての危機管理意識が大きく欠如しており、市民部長はこれら一連の過程について市長、副市長に口頭で報告したとしているが、市長、副市長は部下に対し適切な指示を怠ったばかりでなく、市に損害を与えたことは財産の管理に対して重大な過失があったと言わざるを得ない。

以上により、市長、副市長、市民部長の無責任極まりない違法で不適切な事務執行により狭山市が損害を受けたことは明白であり、市は当該職員に対し賠償を求めるべきである。

## 第5 監査対象事項

職員措置請求書の記載事項及び請求人の陳述並びに質疑応答により、監査対象事項については次の2点と認められた。

- (1) 指定管理者が他市との協定において、納付金未払いで指定取消しになったと知りながら、納付金の債権保全の指示を行わなかったのは、法第242条第1項の違法若しくは不当な財産の管理を怠る事実にあたるか
- (2) 上記の怠る事実により、市に損害を与えたとして納付金3,254万8,000円及び違約金325万4,800円の損害金返還と、返済までの利息年5%などの損害賠償責任を市長、副市長、市民部長に求めることができるか

## 第6 関係職員の証拠の提出及び陳述

### 1 証拠の提出（写し）

- (1) 職員措置請求書に対する理由説明書（陳述書）
- (2) 基本協定書の写し及び当該協定書の締結を行う前に実施した指定管理者の公募に関する募集要項
- (3) 変更協定書の写し及び納付金の額の変更の根拠資料

- (4) 年度協定書の写し及び当該協定書に基づく納付金の請求並びに督促に関する資料
- (5) 平成31年度(令和元年度)に工学研究会から提出された事業報告書の写し
- (6) 令和2年1月20日に通知した指定管理者指定取消通知書の写し及び根拠資料
- (7) 令和2年2月5日付で古澤法律事務所から送付された工学研究会の自己破産受任通知の写し及び裁判所からの破産開始決定通知書の写し
- (8) 工学研究会の債権回収に伴う保全手続(仮差押)に関する資料
- (9) 令和2年2月1日から3月31日までの狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場の利用料金の収入及び管理に関する支出の状況に関する資料
- (10) 令和2年4月1日以降の狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場の指定管理の基本協定書の写し及び年度協定書の写し
- (11) 広島市における指定管理者の指定取消しに関する資料

## 2 陳述

関係職員の陳述及び陳述書の内容は、次のとおりであった。(要約)

- (1) 狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場の指定管理者に対する債権保全の措置について

狭山市は、工学研究会を指定管理者として、狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場の管理運營業務を実施してきた。

この業務では基本協定書において、平成27年度から平成31年度に納付する納付金の額を年度毎に定め、その額を当該年度の10月末と3月末にそれぞれ2分の1ずつ支払うものと定めている。

これに基づき、令和元年10月31日を納付期限とした、令和元年度前期分納付金16,274,000円の納入通知書を同年9月24日に発行したが、納付期限までに納付されなかったため、同年11月1日付、同月28日付、同年12月27日付で書面により催告し、同年11月28日及び12月20日に直接対話による催告、同年12月24日、25日及び26日に電話による催告を行った。

しかしながら、再三の督促にもかかわらず未納であったことと併せて、令和2年1月6日付で「指定の取消し申出書」が工学研究会から提出されたことから、同月15日の不利益処分に係る聴聞を経て同月20日付で指定管理者指定取消通知書を送付し、同年2月1日付で指定管理者の指定の取消処分を行った。

債権保全の措置として、令和2年2月7日付で債権仮差押命令申立書を東

京地方裁判所民事第9部に提出し、同月26日付で仮差押決定がなされた。

また、工学研究会の自己破産申立に関する受任通知書については令和2年2月7日付で收受し、同年3月19日付で東京地方裁判所民事第20部特定管財6係からの破産手続開始通知書を收受している。

- (2)「狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場の指定管理者に対する債権保全の措置を怠ったために市に損害を与えた」と主張していることについて

広島市の指定の取消処分が分かった後、工学研究会からは令和元年7月3日に「広島市での指定の取消しについては、協定内容の履行が困難であり、自ら指定の取消しを申し出たものである。狭山市との指定管理業務の継続は可能であり、納付金額については遅滞なく納入する。」旨の回答を得ており、その時点での業務継続と支払いの意思を確認している。

令和元年9月27日付の狭山市を第三債務者とする債権仮差押命令申立事件に係る催告書については、狭山市を第三債務者とする債権は存在せず、また、同年10月11日付でこの事件の取下書が受理されて終了しており、この件について工学研究会に状況を確認した際にも、狭山市における指定管理業務の継続と支払いの意思を再度確認している。

ここまでの時点では、令和元年度の前期納付金の納付期限は未到来であり、未納等の明確な違反がないことから、確認に留まるものである。

なお、納期到来後の債権の保全については、令和元年11月1日付、同月28日付、同年12月27日付で文書による催告をし、併せて同年11月28日及び12月20日に直接対話による催告、同年12月24日、25日及び26日には電話による催告を行った。

しかし、その後も未納であったことから、指定の取消しの手続きと並行して、工学研究会の有する財産の調査を経て、令和2年2月7日付で債権仮差押命令申立書を東京地方裁判所民事第9部に提出し、同月26日付で仮差押えが決定した。

協定の変更については、市と指定管理者の双方が協議して決定するものであり、市が一方的に協定を変更することはできないが、仮に利用料金を市への直接納付に変更するためには、まず、指定管理者による管理運営に関して狭山市駅西口駐車場条例、狭山市自転車駐車場条例及び関連する規則等を利用料金制から使用料金制に改めるための改正手続きが必要となる。また、これに伴い、協定内容に大幅な変更が生じるため、改めて協定を締結することや施設の管理運営に係る経費を指定管理料として予算計上する必要があり、一定の期間を要するものと考えられる。

また、基本協定書第16条において、協定等に違反した場合、相当の期間を

定めて催告することが規定されていることから、納付の意思を示していた工学会への督促を継続しながら、指定の取消しも見据えた準備を進めていたものである。

市としては、駐車場及び自転車駐車場のサービスを停止することが最大の損失と考え、市民のサービス利用に関して支障が生じないように対応してきたものである。

これらのことから、「債権保全の措置に係る指示を怠った」という請求人の主張はあたらないと考える。

## 第7 本件措置請求に係る事実関係の概要

### 1 基本協定書の締結

狭山市は、狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場の管理運営をするにあたり、民間事業者等がもつノウハウやアイデア、専門性などを最大限に活用して、より効率的な運営を図るため、法第244条の2第3項及び狭山市公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例に基づき、平成27年度から平成31年度を指定期間とする指定管理業務に関する基本協定書を平成26年10月28日付で工学会と締結した。

### 2 変更協定書の締結

消費税率の引き上げが平成27年10月から令和元年10月に延期されたことに伴い、納付金の額に変更が生じるため、平成29年度以降の納付金額を改める変更協定書を平成29年3月1日付で工学会と締結した。

変更した納付金額は次のとおりであった。

対象年度	納付金額	
	変更前	変更後
平成29年度	32,400,000円	32,896,000円
平成30年度	32,220,000円	32,735,000円
平成31年度	32,060,000円	32,548,000円

### 3 年度協定書の締結

基本協定書に基づいた年度ごとの事業実施に係る事項を定めるため、平成31年4月1日から令和2年3月31日を期間とする年度協定書を平成31年4月1日付で工学会と締結した。

納付金の支払いに関する事項は次のとおりであった。

請求時期	納付金額
前期(10月)	16,274,000円



後期（ 3月）	16,274,000円
---------	-------------

#### 4 平成30年度後期納付金の納付

平成31年3月31日を納付期限とする平成30年度後期納付金16,367,500円について、期限までに納付がなかったため同年4月22日に工学会の理事長及び総務部次長が狭山市役所庁舎に来庁し、納付が5月になる旨の報告を受けた。その後、電話による催告を数度実施し、令和元年5月28日付で文書による催告を実施した後、同月30日に入金を確認された。

#### 5 広島市における指定管理者の指定の取消し

工学会が広島市で実施していた指定管理業務において、平成30年度の未納の納付金の支払いについて広島市の指示に従わないとして、令和元年5月28日を取消処分年月日、同年7月1日を取消年月日とする広島市西新天地駐車場の指定管理者の指定取消しが行われた。

この処分が公表された後、同年7月2日に広島市へ指定取消しの内容を交通防犯課長が電話で問い合わせるとともに、翌3日にその状況と狭山市における指定管理業務への影響を確認するため、狭山市役所庁舎において工学会の総務部次長から事情聴取を行い「広島市での指定の取消しについては、協定内容の履行が困難であり、自ら指定の取消しを申し出たものである。狭山市との指定管理業務の継続は可能であり、納付金額については遅滞なく納入する。」旨の回答を得ており、その時点での業務継続と支払いの意思を確認した。

#### 6 熊本市における業務委託契約の債権仮差押命令申立事件

工学会が熊本市と締結した業務委託契約において、一部下請け業者に対して未払金があり、下請け会社が債務者である工学会の第三債務者に対して債権仮差押命令申立てを行ったため、令和元年9月27日付で東京地方裁判所民事第9部より、狭山市を第三債務者とする催告書を同月30日に受領した。この催告書に係る陳述書については、狭山市から工学会に支払う金額がないことから、仮差押に係る債権はないとして回答を行った。

なお、この事件は同年10月11日付で取下書が裁判所で受理されて終了したが、この際にも狭山市における指定管理業務への影響を工学会の総務部次長に問いただし、業務継続と支払いの意思を確認した。

#### 7 所沢市における指定管理者の指定の取消し

工学会が所沢市で実施していた指定管理業務において、工学会からの協定の解除の申し出があったこと及び広島市の指定管理者の指定取消し処分

により平成29年選定時の指定管理者申請時申込資格を失っていることから、指定管理者を継続することが適当でないとして、令和元年12月26日を取消年月日とする所沢市元町地下駐車場の指定管理者の指定取消しが行われた。

#### 8 工学会の報告による狭山市の駐車場利用料金収入状況

平成31年4月1日から令和2年1月31日までの狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場の利用料金の収入の状況は次のとおりであった。

月	西口駐車場	第1自転車駐車場	第2自転車駐車場	計
4月	4,149,076	2,649,350	597,250	7,395,676
5月	4,136,082	1,364,750	454,450	5,955,282
6月	4,091,732	1,667,200	385,150	6,144,082
7月	4,648,651	1,367,300	399,750	6,415,701
8月	4,133,272	1,228,400	320,700	5,682,372
9月	4,473,555	4,498,300	680,300	9,652,155
10月	4,597,204	1,475,800	478,400	6,551,404
11月	4,349,460	1,084,150	352,150	5,785,760
12月	4,347,896	1,497,350	408,700	6,253,946
1月	4,100,723	1,223,900	403,450	5,728,073
合計	43,027,651	18,056,500	4,480,300	65,564,451

#### 9 前期納付金の督促

令和元年10月31日を支払い期限とする前期納付金について、同年9月24日付で請求書を発出した後、納付期限内で納付されなかったことから、同年11月1日付、同月28日付、同年12月27日付で文書による催告をし、併せて同年11月28日及び12月20日に直接対話による催告、同年12月24日、25日及び26日には電話による催告を行った。

##### (1) 11月28日の直接対話

工学会の総務部次長から納付が遅れていることの弁明とともに前期納付金の分割納付及び株式会社設立による業務の承継の提案があり、指定取消しの手続きについても話題となったが、会社として決定したことはないとしてそれ以上進展せず、話が出たに留まった。

##### (2) 12月20日の直接対話

工学会の理事長、参与、総務部次長から前期納付金の分割納付の具体的な金額の提示及び株式会社設立による業務の承継の提案があったが、納付金については、市としては一括納付が原則であり分割金額の根拠が乏しいこ

と、後期納付金についての提示がなされていないこと等から、市として承服できないとした。また、事業の承継については、指定管理業務の管理者の指定は市議会での議決案件であることから事務手続的、時間的に無理であることを回答し、年内に納付金の支払い、事業運営等について再度連絡することを要求した。なお、この後工学研究会との直接対話は実施できなくなった。

(3) 12月24日の電話による催告

工学研究会の西口駐車場現場責任者より連絡があり、第1・第2自転車駐車場のメンテナンスを実施している会社への工学研究会からの支払いが4月より滞っていると連絡が入った。その後、副市長室において指定取消しの関係と債権の保全等の件について、顧問弁護士との相談及びその内容が検討された。

その後に工学研究会へ電話し、12月20日の直接対話時に市が要求したことへの対応状況の説明を求めたが、理事長が体調不良で入院した旨の回答があったため、理事長以外の責任ある人物の来庁がいつになるのか、また、来庁の際には財務諸表や決算書などの経営状況が分かるものを持ってくるように伝えた。

(4) 12月25日の電話による催告

工学研究会の総務部次長に対し、前期納付金に加えて、西口第1自転車駐車場の電気料金未納分(10月分及び11月分)についても直ちに支払わないと施設管理の支障となることを伝えた。なお、電気料金については、西口第1自転車駐車場が設置してある産業労働センターの指定管理者を通じて、工学研究会が管理運営費から支払うこととなっていた。

(5) 12月26日の電話による催告

工学研究会の総務部次長に対し、年内の対応について問いただすも明確な回答が得られなかったことから、指定取消しの申出書の提出について伝えた。この際に、総務部次長からは会社を辞める旨の発言があった。

## 10 指定管理者の指定取消し手続き

工学研究会から「指定管理者業務を円滑に遂行することが出来なくなったため。」として令和2年1月6日付で指定管理者の指定取消し申出書が提出されたことにより、狭山市行政手続条例第13条第1項第1号及び狭山市聴聞手続に関する規則に基づき同年1月15日に聴聞が実施され、狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第1項に基づき令和2年1月20日を取消処分年月日、同年2月1日を取消年月日とする指定管理者の指定取消しが行われた。

なお、令和2年1月15日の聴聞に工学研究会は出頭していない。

#### 1.1 指定管理者の指定取消し後の施設管理

令和2年2月1日から令和2年3月31日の施設管理については、市が管理運営を行うこととし、工学研究会とは別の法人が業務委託により業務を実施した。委託金額は9,597,500円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）であった。

この間の狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場の利用料金の収入の状況は次のとおりであった。

月	西口駐車場	第1自転車駐車場	第2自転車駐車場	計
2月	3,405,400	1,193,650	302,100	4,901,150
3月	2,867,650	3,246,950	471,400	6,586,000
合計	6,273,050	4,440,600	773,500	11,487,150

#### 1.2 狭山市による債権仮差押命令申立て

指定管理者の指定取消しの後、令和2年2月7日に東京地方裁判所民事第9部に対し、前期納付金支払請求権として16,274,000円、これに対する令和元年11月1日から令和2年2月7日まで年5%の遅延損害金請求権として220,099円及び基本協定書第16条第2項に基づく違約金支払請求権3,254,800円の合計金額19,748,899円の債権を保全するための債権仮差押命令申立書を提出した。

#### 1.3 裁判所による破産手続き

令和2年2月5日付で工学研究会の自己破産申し立てを受任した弁護士より受任通知が市に届き、その後、東京地方裁判所民事第20部より同年3月12日午後5時を破産手続開始日時とした「破産手続開始通知書」が郵送され同月19日に市で受理された。

なお、この破産事件の財産状況報告集会は令和2年7月27日に実施予定となっている。

#### 1.4 令和2年4月1日以降の施設管理

令和2年4月1日から令和7年3月31日の施設管理については、指定管理者の公募を行い、指定管理者選定委員会の選定を経て、令和元年第4回定例会における議決により友駐共同企業体（代表者：友輪株式会社、構成員：日駐管理株式会社）を指定管理者とする基本協定書が締結されている。

## 第8 監査の結果

### 1 結論

本件措置請求書において、狭山市長、副市長、市民部長に対し財産の管理に対して重大な過失があったとの主張には理由がなく、措置の必要は認められないため、請求を棄却する。

### 2 判断の理由

#### (1) 監査対象事項（1）について

市の債権は法第240条第1項に規定され、大別すると市税、公債権、私債権に分類される。

今回の納付金は私債権に当たり、地方自治法施行令第171条に督促、同令第171条の2に強制執行等、同令第171条の4に債権の申出等が定められている。私債権である以上、納付金は民事訴訟法による支払督促、訴訟による債務名義を取得しなければ強制執行できない債権である。

つまり、納付金の前期分の支払期日である10月末日が到来し、未納である事実が発生するまでは、納付されないかもしれないという予測だけで債権回収の法的な手続きを行うことは難しい。

狭山市は前期納付金が未納となった以降、書面及び電話による督促を実施したうえで、裁判所に債権仮差押命令申立てを行っており、債権回収のために必要な事務手続上の不備は見受けられないことから、違法若しくは不当な財産の管理を怠る事実はない。

#### (2) 監査対象事項（2）について

住民監査請求は、違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求するものである。

前述のとおり、違法若しくは不当な財産の管理を怠る事実はないことから、その事実の存在を前提とする損害賠償責任について市長、副市長、市民部長に求めることは失当と思料するものである。

以上により、本件措置請求には理由がないので、「1 結論」のとおり判断する。

本件住民監査請求における監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員としては、今回の監査を通じ、次のとおり意見を付言する。

債権回収事務の中途ではあるが、事実として、指定管理業務の納付金が未納となっていることは市民の市行政に対する信頼を損なうことにもなり、誠に遺憾である。

今後、二度とこのような事態が起らぬよう、この事件を教訓として市全体の事務執行においても細心の注意を払うとともに、特に市の歳入となる納付金等については、これまで以上に適正な事務の執行を要望するものである。

また、指定管理者制度が平成18年度に狭山市で導入されてから14年が経過しようとしている。その間に「指定管理者制度運用指針」の見直し等が行われているが、指定管理者の管理運営状況の確認については、「狭山市指定管理者の管理運営に対するモニタリング指針」により、各施設ごとに関係法令、指定管理業務仕様書及び基本協定書等に基づき、施設の管理運営が適切に行われているかを確認するモニタリング及び指定管理者が提供するサービスの本質的な効果・達成度を計るための評価は実施されているものの、指定管理者の指定を受けた法人自体の経営状況については、概ね5年に一度の指定管理者の公募の際にしか確認されていない。

このことは、現在の指定管理者制度における制度上の問題点ではなかろうか。現在、新型コロナウイルスの感染により世界的に経済状況は悪化しており、このような外的要因のほかにも、企業及び地方公共団体を取り巻く環境の激変は今後もあり得ることである。

今回の住民監査請求を機に、指定管理者が管理運営を実施している施設の運営状況だけではなく、指定を受けた法人自体の経営状況についても、毎年、財務諸表の提出及び法人事業概況説明を受けるなどして、年度ごとの確認をするなどの対応を要望するものである。

さらに付け加えるならば、担当の所管課だけでは対応が困難な事例について、市役所内部での他部門との連携の不足とコミュニケーションの重要性を非常に感じているところである。

それぞれの所管課が担当する事業の事務を遂行していく中で、問題を処理する知識や情報が不足していることは往々にしてあると思うが、その場合に時間的にも空間的にも狭い範囲で考えている限りは、解決策やアイデアも限定されてしまう。

市の組織ではそれぞれの部門で、様々な知識・スキルを持った職員がおられる。その幅広い知識・スキルを有効に活用できているであろうか。前述の指定管理者制度上の問題点に気付かれていた方は既に居て、然るべき時に、然るべき所管課の然るべき方へ相談できていれば、スピード感を持って制度上の問

題点の解決に当たることができたのではないか。

行政が行うべき業務は多岐にわたり、部門が違えば利害が異なるという前提はあっても、それぞれの立場を尊重しながら市全体として、組織の壁を越えて、それぞれが関係者という意識の基で対応していくことが重要であり、考える範囲を広げて、受動的な対応ではなく、能動的に知恵を絞って問題解決に当たられたい。